［削る］

（許可の承継の届出）

第二十八条の二　［略］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請等をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請等の場合に準用する。

第八章　電子情報処理組織による手続等

（電子情報処理組織による手続等）

第三十二条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

4　無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合にあつては、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とする。

（免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱い）

第三十三条　免許人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める免許記録の写し及び免許事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の免許がその効力を失つた場合　当該効力を失つた免許に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

二　免許記録が変更された場合　当該変更前の免許記録に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

（許可状の再交付）

第二十八条の二　法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

五　再交付を求める理由

2　第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（許可の承継の届出）

第二十八条の三　［同上］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

［新設］